

令和4年度

第1回定例農業委員会会議録

令和4年4月20日 開催

令和4年4月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和4年度 第1回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第5号

令和4年度 第1回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年4月13日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和4年4月13日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和4年4月20日 午後 1時30分

閉会 令和4年4月20日 午後 2時58分 (会期1日)

第1日目(4月20日)

出席委員 17名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義		
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
		12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 20名参加

昭和1	富野 正行、	昭和1	藤川 清徳、	昭和2	大野 均、	昭和2	植田 明美
陶	福家 重夫、	陶	大芝 博信、	陶	福家 棟貴、	陶	原 拓也
滝宮1	津村 剛志、	滝宮2	松内 利和、	羽床1	宮本 清信、	羽床2	楠原 徳大
粉所	山地 康弘、	粉所	石丸 勝彦、	西分	岡田 行夫、	山田1	山口 守
山田2	橋川 正廣、	山田3	長川 富雄、	羽床上	泉谷 幸一、	羽床上	岡田 幸彦

議事録署名委員

6番 福家 範行 委員、 7番 佐藤 裕子 委員

欠席 5番 森 健人 委員、15番 滝川 廣男 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主任主事 岩部 有起  
主査 三好 勇太

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 4 年 4 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 職員の任免について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 現況証明（農委分）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 議案第 7 号 綾川町農業振興地域整備計画に係る農地利用計画の変更について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 4 年 4 月 農業委員会議事録

午後 1 時 30 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 4 年度第 1 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶申し上げます。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、森健人 委員、滝川廣男 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、6 番 福家範行委員、7 番 佐藤裕子委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

第 1 号議案「職員の任免について」説明します。

令和 4 年 4 月 1 日付の人事異動に伴う職員の任免です。渡邊主査が建設課へ、新たに亀山課長補佐が人事異動により、農業委員会に配属となりました。

1、氏名 渡邊宏樹 発令日 令和 4 年 3 月 31 日、発令事項 綾川町農業委員会職員を免ずる。

2、氏名 亀山和成 発令日 令和 4 年 4 月 1 日、発令事項 綾川町農業委員会職員に任命する。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます

議長

議案第 1 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。今月は5件です。

議案第2号-1

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており申請地の隣の農地を管理している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、所有地・借入地合わせて7,102㎡あります。また、本申請により取得する農地が527㎡で、これらの面積を合計すると7,629㎡であり、下限面積を超えております。現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、みかんを予定しております。

譲受人の農作業歴としては、60年、農作業の従事日数は、270日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しています。また、無農薬栽培のみかんの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は300m、徒歩で4分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第2号-2・3・4

地 図：

権利等： 排水管理設による地役権の設定

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、8名の使用者は、自宅排水を地下埋設の排水管により申請地南側の水路へ放流しておりますが、その排水管が申請地を横切る形で埋設されております。

所有者と使用者間で、口頭による使用承諾を得ておりましたが、土地所有者が変更となった際のトラブルを避けるため、地役権設定の契約を交わし、申請を行うこととなりました。なお、期間については、要役地が宅地利用され排水路が必要な期間、地代は無償となっております。

追加資料の丈量図をご覧ください。


このたび、使用者8名と所有者との地役権設定に係る申請ですが、対象となる排水管が2本あり、最終柵を供用していることから、7名が関係する1本目の排水管部分103.62㎡、1名が関係する2本目の排水管部分61.66㎡、8名全員が関係する共用部分8.11㎡の3つに分けて提案いたしました。

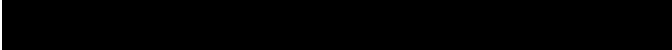
なお、今回の申請は、農地法第3条第2項ただし書きに定める「地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利」に該当するものであり、申請地の営農に支障を生ずるおそれがないことから、許可相当であると考えます。

#### 議案第2号-5

地 図： 

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： 

譲渡人： 

譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は兼業・高齢化により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており申請地の近隣の農地を管理している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、すべて所有地で17,877㎡あります。また、本申請により取得する農地が135㎡で、これらの面積を合計すると18,012㎡であり、下限面積を超えています。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、茄子を予定しております。

譲受人の農作業歴としては、60年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台、農舎80㎡を所有しています。また、小規模な茄子の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は作業拠点から100m、徒歩で1分未満と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今月は 4 件です。

議案第 3 号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 農機具倉庫平屋建 1 棟 56.33 m<sup>2</sup>

申請事由： 既存宅地の拡張

説明：【理由】 申請人は、水稻、野菜の栽培をしており、申請地は、平成 13 年 3 月頃に建築されました。当時は計農規模の拡大により農業用の大型冷蔵庫などを購入したため、農機具を保管できる場所が不足したため、農業用倉庫を建築したものです。

この度、申請人が住宅を新築する際に調査し、無断転用であることが発覚し、是正を求めているものです。

反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 平成 13 年 3 月日不詳

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：既設 U 字溝から民地水路を経て公共水路へ放流、 汚水：なし  
民地水路 [REDACTED] の承諾

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 3 号-2

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： 公衆用道路など 139 m<sup>2</sup>

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 141.76 m<sup>2</sup>

申請事由： 非農家の自己住宅

説明：【理由】 譲受人は借家で妻と 2 人で同居していますが、新居を建築しようと土地を探し

ていたところ、妻の祖父の土地を貸してもらえることになりました。将来的に妻が両親の介護を行う予定であり、申請地は、妻の実家に近いいため親の面倒を見るのに都合がよく選定したものです。

なお申請地については、現在既にあま土を撤去してしまい、一部花崗土が搬入されています。許可を得る前に工事に取り掛かってしまったことを反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 土地代 0万円 造成費 500万円、建築費 3,000万円  
自己資金 1,000万円、借入金 2,500万円

【期間】 令和4年6月1日（許可後）～令和5年1月31日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.45m、切土 H=0.20m（表土剥ぎ取り）  
コンクリート擁壁 H=0.30m

【排水】 雨水：集水桝を設置し既設 U 字溝から民地水路を経て公共水路へ放流、 汚水：  
合併浄化槽を設置

民地水路 [REDACTED] の承諾

【他法令許可】 該当なし

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

#### 議案第 3 号-3

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 100.13 m<sup>2</sup>

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 譲受人は借家で夫婦と子ども 1 人の 3 人で同居していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたことから、分家住宅を計画しました。申請地は、妻の実家に近いいため将来親の面倒を見るのに都合がよく、また子どもの世話をお願いするにも便利であるため選定したものです。

【資金】 土地代 0万円 造成費 300万円、建築費 3,300万円  
自己資金 0万円、借入金 3,600万円

【期間】 令和4年6月1日（許可後）～令和5年5月31日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.70m～1.05 m<sup>2</sup>、切土 H=0.20m（表土剥ぎ取り）  
コンクリート擁壁 H=0.90m～1.60 m<sup>2</sup>

【排水】 雨水：ため桝を設置し、南側水路へ放流 汚水：合併浄化槽を設置



【他法令許可】 町道道路工事承認

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 3 号-4

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： その他の業務用地

施設の概要： 作業場平屋建 1 棟 56.70 m<sup>2</sup>、倉庫平屋建 1 棟 72.00 m<sup>2</sup>、露天資材置場

申請事由： 作業場、倉庫、資材置場

説明：【理由】 申請人は、にある所有林にて林業を営んでいます。現在は山林で伐採した木材を、にある製材作業場まで輸送して加工及び保管していました。しかしながら、今後製材加工品の増産を進めるにあたり現在の作業場では伐採地からあまりに遠く、製材加工品の十分な置場面積も確保できないことから、伐採地に近い場所で作業場及び資材置場の整備を計画しました。

申請地は、伐採地から 3 km程とこれまでの作業場よりもはるかに近く、周辺の県道沿いでは土地改良事業が行われている中で申請地はその事業から外れており、25 年以上にわたり耕作されていない農地でもあることから本申請に至ったものです。

【資金】 土地代 100 万円 造成費 180 万円、建築費 650 万円  
自己資金 930 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 4 年 8 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

【造成】 盛土・切土 なし、コンクリート擁壁 H=0.7m

【排水】 雨水： は溜桝を設置し県道側溝に放流、 は自然浸透 汚水： 合併浄化槽を設置

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】

以上、4 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 4 号現況証明について、説明します。今月は 4 件です。

議案第 4 号-1

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、平成 10 年頃まで耕作していましたが、自宅から遠く耕作に不便なこともあり、休耕中に周辺の山林から雑木が入り込み、20 年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。

耕作不相当等のやむを得ない事情により 20 年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地は、非農地証明を行うことができると思います。

非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 4 号-2

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、申請人の祖父が平成 4 年ごろまで柿やミカンを栽培していましたが、祖父が亡くなった後は管理されず耕作放棄され、周囲の山林から雑木が入り込み、20 年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 4 号-3

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、平成 2 年頃以降、周囲の山林化により水路がなくなり休耕となり、その間に山林から雑木が入り込むことで、森林の様相を呈しています。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 4 号-4

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： XXXXXXXXXX

申請理由： 申請地は、申請人の父が平成4年ごろまで耕作していましたが、祖父の高齢化により管理されず、休耕中に周囲の山林から雑木が入り込み、20年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。

以上の状況から非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

それでは再開します。議案第5号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.6～P.16をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 21件 合計 47,879 m<sup>2</sup>

内訳

新規契約： 1～9番、21番 10件 21,704 m<sup>2</sup>

更新契約： 10～20番 11件 26,175 m<sup>2</sup>

今月は新規契約の中に一般法人による貸借権設定の案件があります。議案書のP16をご覧ください。案件第21号ですが、受人であるXXXXXXXXXXはXXXXXXXXXXに主たる事務所を置き総合建設業を行う法人です。グループ会社でホテル事業も行っており、最終的には農産物の生産から、ホテルでの販売、ランチやディナーでの提供、ネット販売など、生産、加工、販売までを自社グループで行う6次産業化を目指す計画で農業に参入します。

今回契約する農地には、前利用者の建てたハウスがあり、ハウスも含めて借りることになっています。受人はこのハウスを活用して寒冷地でも育つバナナやコーヒーを栽培する計画としています。

労働力は3名の予定で、現在はXXXXXXXXXXにある同作物を栽培している施設にて研修をし、技術・知識の習得をしています。また、今回の貸借は一般法人が受人となっていることから、農地を適正に管理していない場合に貸借権を解除することができる、解除条件付契約となっています。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号についてです。なお、案件第58号及び59号に國重義廣委員に關係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、まず國重義廣委員に關係する案件について事務局より説明を願ひます。

事務局

はい。第58号、59号案件について、説明します。

P.46をご覧ください。

契約件数： 2件(2筆) 合計 5,352 m<sup>2</sup> 利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公財)香川県農地機構

借受人経営面積： 73,616 m<sup>2</sup>

利用目的： 水稻・麦・野菜

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R4.5.1~R10.4.30(6年間)

以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第58号及び59号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第58号及び59号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重義廣委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.17～P.45をご覧ください。

契約件数： 57件 合計 111,475㎡

新規契約： 18番、21番～28番、34番・35番 11件 32,608㎡

更新契約： 1番～17番、19番、20番、29番～33番、36～57番 46件  
78,867㎡

変更契約： なし

貸付先としましては、1番～20番を [REDACTED] へ、21番を [REDACTED] へ、22番～24番を [REDACTED] へ、25番及び26番を [REDACTED] へ、27番を [REDACTED] へ、28番を [REDACTED] へ、29番～57番を [REDACTED] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について事務局より説明を願ひます。

事務局

それでは、議案第7号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、編入案件が1件、除外案件が3件です。

議案第7号-1（編入）

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地区域への編入

申請地： [REDACTED]

編入後の用途： 田

土地所有者： [REDACTED]

編入の理由： 申請地は、農用地区域内にある農地が広がる地域であり、周辺農地との一体的な利用、保全のためです。

議案第7号-1（除外）

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 農家住宅の宅地拡張

土地所有者： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

（土地所有者の子、使用貸借契約を締結）

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅平屋建 1棟 170.12 m<sup>2</sup> (既存)  
物置 1棟 53.02 m<sup>2</sup> (既存)  
農業用倉庫 1棟 88.92 m<sup>2</sup> (新規) 合計 312.06 m<sup>2</sup>

【資金内訳】 土地代 0万円、造成費 0万円、建築費 800万円  
合計 800万円 <内訳> 自己資金 800万円、借入金 0万円

【変更を必要とする理由】

現在、農機具等の保管場所および収穫後の作業等のスペースが不足し農作業を行う上で支障をきたしております。この度、既存宅地の隣接農地へ宅地を拡張し、農業用倉庫を新設することにより、保管場所及び農作業に係るスペースを確保しようとするものです。

なお、申出地は、異種目接続要件（隣接 2 辺 25%以上）を充足しておりませんが、農家住宅の宅地拡張のためであり、隣接農地とも高低差があることから、やむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 令和 4 年 8 月 【供用開始時期】 令和 5 年 7 月

【造成】 整地済みにつき該当なし

【排水】 雨水：既設集水桝に接続し水路に放流  
汚水：なし

【利用率】 敷地面積 964.29 m<sup>2</sup>、建築面積 312.06 m<sup>2</sup> 32.36% (≧30%)

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との  
意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第 7 号-2 (除外)

地図・図面：

申出区分： 農用地からの除外

申請地：

併用地：

除外前用途： 農地

除外後用途： 駐車場

土地所有者：

土地利用者：

(土地所有者が代表を務める宗教法人)

農地区分： 1種農地

説明：

【施設の概要】 本堂・廊下 1棟 354.70㎡（既存）  
居宅・客間 1棟 344.97㎡（既存）  
倉庫 2棟 155.25㎡（既存）  
便所 1棟 12.25㎡（既存） 合計 867.17㎡

【資金内訳】 土地代0万円、造成費120万円、建築費0万円  
合計120万円 <内訳>自己資金120万円、借入金0万円

【変更を必要とする理由】

平成13年ごろ、当時住職をしていた申請人の父が、参拝に来られた方の駐車場不足解消のため、自身の所有地であり、寺院に隣接しており利便性が良かったこと、面積も妥当であったことから、申請地を無断で造成し現在まで駐車場として利用しておりました。

申請人は現在の[ ]の住職であり、申請地の所有者でもありますが、本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

なお、申請地は、平成8年に土地改良法による換地処分がなされている第1種農地であり、原則不許可ではありますが、既存施設の拡張の場合には許可することができるという規定があることを考慮するとやむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 平成13年 【供用開始時期】 平成13年

【造成】 整地済みにつき該当なし

【排水】 雨水：既設ため桝から東側水路に放流  
汚水：なし

【利用率】 敷地面積2,848㎡、建築面積867.17㎡ 30.44%

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との[ ]の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第7号-3（除外）

地図・図面： [ ]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [ ]  
併用地： [ ]

除外前用途： 農地

除外後用途： 分家住宅

土地所有者： [ ]

土地利用者： [ ]  
(土地所有者の子、借地利用)

農地区分： 1種農地

説明：

【施設の概要】 住宅平屋建 1棟 101.85㎡（新規）  
ウッドデッキ 7.45㎡（新規） 合計 109.30㎡

【資金内訳】 土地代 0万円、造成費 100万円、建築費 1,900万円  
合計 2,000万円 <内訳> 自己資金 0万円、借入金 2,000万円

【変更を必要とする理由】

申請人は、実家に両親、妻と子ども 2人の計 6人で同居しています。子どもの成長に伴い現在の住居では手狭になってきたことから、父が所有する農地に分家住宅を計画し、候補地の中で検討いたしました。

申請地は、実家に隣接しており、将来親の面倒を見るのに都合が良いことなどを総合的に判断し、選定したものです。

なお、申請地は、平成 21年に土地改良法による換地処分がなされている第 1種農地であり、原則不許可ではありますが、父が所有する候補地の中では縁辺部に位置しており、住宅で集落に接続して設置されるものは許可をすることができるとする規定があることを考慮するとやむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 令和 4年 8月 【供用開始時期】 令和 5年 7月

【造成】 コンクリート擁壁 H=0.50m、花崗土による盛土 H=0.20m

【排水】 雨水：最終柵を設置、隣接水路に放流

汚水：合併処理浄化槽で処理、最終柵から隣接水路に放流

【利用率】 敷地面積 449.14㎡、建築面積 109.30㎡ 24.33%（≧22%）

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との■■■■■■■■■■の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第 13条第 2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 7号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第 1号、農地法第 18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 1件です。

報告 1 - 1



賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和4年3月17日

説明：労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第7号議案のうち、第6号議案の案件第58号・59号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第1回定例農業委員会を閉会いたします。

午後2時58分

閉会